

第2号様式（第7条関係）

鎌ヶ谷市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書

ふりがな		生年	年	月	日
氏名		月日			
住所					
病名					
診断年月日		年	月	日	
特記事項等					
上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、がん（介護保険法の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等）と判断できる。					
鎌ヶ谷市長 宛					
年 月 日					
医療機関名					
住 所					
電話番号					
医師名					

鎌ヶ谷市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付要綱第3条第2号（抜粋）

がん患者であって医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わないもの

※ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第1号に定める特定疾病（がん）の診断に準じる。

【診断基準】

以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態にあるもの。

- ①組織診断又は細胞診により、悪性新生物であることが証明されているもの。
- ②組織診断又は細胞診により、悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査（画像検査）等で進行性の性質を示すもの。